

宗像市コミュニティ施策検証審議会（第8回）会議録

日 時	平成 23 年 6 月 7 日（火）10：00～
場 所	宗像市役所 202 会議室
出席者	【会 長】 ■松永 年生 【副会長】 ■塩川 雄二 【委 員】 ■梶原 伊津子 ■権田 要助 ■十時 裕 ■東 博子 □前田 誠 ■松山 道代 ■森 裕亮 ■山寄 直子 【事務局】 ■福崎 ■石松 ■中村 ■樺島 ■本田 ■中野 ■花田 ■田村 □宮本 □上田 ■飛永

1、会長あいさつ

2、前回会議録の確認

○文頭に「資料の表の」、文尾「と思う。」を追加。

○ビジネスの前に「コミュニティ」加えて「コミュニティビジネス」に。自主財源の前に「課題が」の追加。

⇒追加し、次回審議会で提示する。

○地域の防災施設を「防災拠点」に訂正。壁はバリアという意味ではなく、物理的な「壁」「塀」「つながない」という意味。

○指定管理のすべてを民間が引き受けると、指定管理料・交付金が十分ではない、という意味。ボランティア価格ではなく、ボランティア的な運営。

⇒修正し、次回審議会で提示する。

3、審議項目⑤（コミュニティ・センターの整備、管理）

・現時点でのまとめ…会長説明

○契約について。会長が契約者になっている。コミュニティは法人格を持っていないため組織間契約ではない。従って、会長の責任が重大になっている。これを解消する方策として、法人格取得という道もある。現状に特に問題が無ければ、現行のまま（法人格を持たない）でも良いとは思う。実際の会長にお話を聞きたい。

⇒岬会長 組織を運営する中で、何かあれば責任は会長である。実際に大きな自転車事故があった。事故、管理、運営などすべての責任は、まず会長に来ると思う。会長として責任を果たせるような指針がほしい。

○法人化について。コミュニティがなるとすれば地縁型なので大変だと思うが、市として法人化を検討したことがあるのか。

リスク管理について。本来は指定管理者側が行うべきものであるが、市が一緒になってリスク管理を検討した経緯があるのか。

⇒法人化のメリット、デメリットを検討するまでには至っていない。

リスク管理に関して、賠償責任保険にも入っていなかったが、H23 から入るようにした。

○リスク管理についてはこれを機会にやった方が良い。早かれ遅かれ、いずれは起こりうること。

○法人化について。池野の公用車についても、法人では管理できないので、会長の個人名で登録している。会長が替わる度に変更し、税法上の優遇も無い。法人化の検討は必要か。

前回、傍聴者（赤間西事務局長）から出た、指定管理料に設備更新のための経費が組み込まれていないことは、この「まとめ」には入っていない。

○行政に求める事項のセンターの管理・運営について。2. 会長報酬と、3. 管理料の柔軟な積算はまとめた方がいい。「適正な指定管理料の積算」の中に、会長報酬や電気使用料がぶら下がればすっきりする。設備更新についても、指定管理料の適正な積算に含むことができる。5 万円以下はコミュニティ、それ以上は行政、という現行ルールはあるが、事案ごとにコミュニティと行政が協議して対処している。

○会長報酬について。「指定管理料に積算する」とはどういうことか？積算の根拠が必要になる。「何もしていないのに報酬をもらっている」と言われる。

○職責に対する管理料を積算すると考えれば問題ない。事務局員費も責務に基づいて積算されている。報酬額については、市からはガイドラインは示せるが、本来は指定管理者が提示すべきもの。事務手続き上、市は、会長の報酬額について具体的な値段を言うことはできない。

⇒前回の審議会で、会長報酬については「統一してはどうか」との意見に対し、「各地区の自主性にまかせるべき」との意見が出た。

「指定管理料に会長報酬を組み入れる」とは、会長報酬の満額（全額）ではなく、指定管理者代表としての職責に対する対価のみ。各地区が現在、自主財源から捻出している役員手当については、これまでどおり、会長（役員）手当として出してもらって構わない。

○指定管理料に会長報酬を全額入れてしまうと、協議会の活動に対して報酬を支払うことになり、説明がつかない。公金なので対外的（議会等）に説明できなければならない。

○まとめ方として、十時委員の指摘のとおり、「適正な指定管理料を積算する」とした方がよい。会長報酬については、指定管理の責任への対価として積算したほうがよい。事務局員費も同様。

○指定管理者の代表としての対価は指定管理料でみて、それ以外の手当ては交付金でみる、ということに違和感あり。指定管理者の代表としての職責がどこまでか、という整理が難しい（会長と事務局長の責任の比重）。法人化することで、整理できるのでは。

会長；「法人化の検討」という項目を提案したい。

○会長報酬を検討して頂いて有難い。会長会で報告したい。大抵の管理運営は事務局(長)に任せている。大事なことは、決断させていただいている。

○他の自治体では、役員(会長)報酬は全額、自主財源。

指定管理者としての職責を指定管理料に入れることは画期的なシステムだと思う。

副会長；会長の活動費は、会長の責任に対するものではなく、費用弁償の意味合いが強かった。「指定管理料の中でみるから責任を持ってください」という意味では、効果はあるかな、と思う。
会長；会長(役員)には、勤務時間、タイムカードがあるわけではないが、365日24時間の責任がある。会長の指定管理者としての職責に対しては、指定管理料の中においてきちんと積算すべきであろう。

まとめには二つの柱を追加する。①指定管理者であるコミュニティ運営協議会の法人化について、改めて検討すること(会長の職責に応じた対価の検討を含む)。②指定管理料については、実態に応じて適正に積算すること。

○法人化について。NPO、社団法人、地縁型にするか、今は選択肢がたくさんある。

○非営利法人法が流動的であるが、一般社団法人の方が取りやすいかもしれない。

会長；まとめたものを次回の審議会で提示する。

4、審議事項⑥(コミュニティビジネス(協働委託))

- ・現状と課題
- ・審議

○我々の審議事項は、基本構想・基本計画の「施策」。自主財源を得るためのコミュニティビジネスと読み取れる。実際は、財源を得るほどのビジネスには至っていない。要は、自主財源をどうやって確保するのが中心。コミュニティビジネスをどうするかを議論するのは適當ではないと思う。協働委託は別の方針内にある。分かり難い。審議をどのようにするかを確認した方がいい。

会長；このテーマは、事務局から投げられたもの。どういう思いで出されたのか。

事務局；・市側から「これをやってくれ」という協働委託と、地域課題を解決していくことが目的のコミュニティビジネスの比率(比重)の審議。

- ・自主財源を確保していくためのメニューを審議。(利益は生まれていないが、収入としての一つであることには違いないため)

○コミュニティビジネスの定義は、地域課題を経営的手法で解決すること。

この審議会では協働事業のあり方を議論すべきだろう。運営協議会はセンターを自由に使える。場(センター)を持っているということは強み(自主財源を得る可能性があるということ)。

○前回、自由ヶ丘の会長さんから、コストミニマムができればいい、というお話があった。

協働委託でどこまで財源を稼げるか、どこまで費用最小化ができるか、どこまで無駄を省けるか。審議事項としては、どこまで独自の事業ができるか、事業が多いのか少ないのか、コミュニティにとって適切な事業委託内容になっているか、ではないか。

○行政がビジネスモデルを提供すべき。理論的にはコミュニティバスや高齢者事業など可能。
○漁協主催の魚まつり。テント張り、交通整理の業者委託をコミュニティが受託しようとした。
安い魚を手に入れ、すり身も売った。儲けはなかったと思うが、地域特性に合ったものをやった。

○コミュニティビジネスの考え方。もともと行政がやっていたことをコミュニティが受託している事業と、コミュニティの中で地元ニーズにより出てきた事業に分けて考えた方がいいのではないか。

副会長；コミュニティビジネス＝財源を生み出すことと考えているから、手を出せない。必ずしも利益を生まなくても、「そのおかげで何かの問題が解決した」という事例がたくさんあるはず。

各地区が持っている情報を共有するには、事務局長会議は欠かせない。事務局長会議が「コミュニティビジネスとは」を論じる場になっていただきたい。

自治公民館連合会解散により補助金がなくなったため、年会費制度、実費徴収制度、講座料徴収制度を取り入れた。反発が予想されたが、逆に参加者は多くなった。苦肉の策が好転した。このような例を共有できる事務局長会議の開催を切に希望する。

○引きこもり傾向の若者が、高齢者のために移動式のマージャン教室を行った。現在、生業としている。ニーズがあったから成り立った。考案者にとっても、地域(高齢者)にとっても WIN-WIN の関係。

○子どもの居場所づくりはどこの地区も行っている。目的が分かりやすく、取り掛かり易かったのではないか。行政から、分かりやすく情報を出してもらう必要があるのではないか。

○コミュニティ・センターには儲けようという意識がなかったのではないか。その意識を持たせることが必要だと感じた。

反面、稼がなければならぬのかという疑問もある。

○コミュニティビジネスは、「儲ける」ということよりも、まずは「住民サービスの提供」ではないか。「ビジネス」という言葉が馴染まない。

現在、行っているコミュニティビジネスは、収益のための事業ではなく、市からの委託事業。コミュニティ側の工夫の余地がない委託事業がほとんどの中で、子どもの居場所づくりは、地域の子どもたちに何かしてあげたいという地域ニーズと市からの助成がマッチングして成り立った。

副会長；「コミュニティビジネスとはこういうものだ」という印象が先行しているから、手が着けられない。コミュニティビジネスとは利益を得ることではなく、何かに取り組むことによりそれが地域のためになっている、ということの意識付け・理解活動を事務局長会議で行えばいいと思う。

○まちづくり交付金、指定管理委託料は税金。税金を団体に交付している。コミュニティは公共性が高い団体であり、「公共性が高い団体が収益事業をやっているのか」に引っかかっているのではないか。コミュニティビジネスは「金儲け」ではなく、「問題解決を地域で自主的に行うこと」ではないか。

結果、お金がついてくることは構わない。お金が先ではなく、結果としての収益と考えるべきか。

会長；コミュニティビジネスの勉強会。「小遣いや交通費が稼げるのはいいが、一番よかった事は知り合いができたこと、地域との関わりができるということ」という話が多かった。「コミュニティビジネス」より「ビジネスコミュニティ」ではないか。

○仕事がないから、という理由で地域の仕事をしても、周辺は賛同しない。周辺が賛同しなければ、コミュニティでやる意味はない。

○その他の自主財源。岬では各戸負担金は年 360 円。額面について行政が方針を示す必要はあるか。
⇒360 円の根拠は把握していない。基本は、センターがある地区についてセンター管理費という名目で各戸に負担をお願いしている。センターはないが負担金を取っている地区もある。消防団等に配分する分を上乗せしている地区もある。200 円に値下げしている地区もある。

○南郷は 552 円。市からの交付金、各戸からの負担金、二重取りではないか、との意見もあったが、それぞれの財源の用途をはっきりさせることで説明はついた。

会長；基本計画。方針「自主運営の促進」の下に、施策「コミュニティビジネスの促進」がある。自主財源獲得の手段としてコミュニティビジネスを想定している自治体が宗像市の他にあるか。何故、自主運営の促進の中に「コミュニティビジネス」があるのかわからない。

コミュニティビジネスという言葉ははずす。コミュニティビジネスという言葉は紛らわしい。

「自主運営」「自主財源」或いは「自主活動」の強化の方がいい。

⇒地域の課題解決を解決するための手段としてコミュニティビジネスがあると考え。受益者の負担を頂きながら、ボランティアでやっていこうという視点。金儲けの手段ではなく、地域解決の手段としてのコミュニティビジネス。事業コストを負担してもらうことがコミュニティビジネス。

○受益者負担は必要。これから高齢者は増える。行政は税収が減り、人員は削減される。

そろそろ行政は、「行政だけでは対応できない。地域で担ってください。」と宣言しないとイケない。

会長； 正副会長でまとめを行い、次回諮ることとする。

5. その他

会長；次回の審議事項は「市職員の意識改革」。

手厳しくやる。9:00 から始めるが、午前だけでは終わらないかもしれない。

ワークショップ審議会（案）について。

【傍聴者意見】

赤間西事務局長

勉強になった。センター利用率については、いかに利用してもらうかが大事。利用率分析中。

神湊事務局長

コミュニティビジネスは利益を目指す部分と目指さない部分あってもよいと思っている。

コミュニティは独立性があってよい。

地元からは「どちらを向いて仕事をするか」と言われることもある。

コミュニティはサービス業であると理解する。サービスからプロダクトして事業を実施する。

コミュニティビジネスが外れることは残念。

⇒会長；言葉が外れるだけ。

池野事務局長

狭義のコミュニティビジネスとコミュニティサービスは同じになってきている。

十分なコミュニティサービスは立派なビジネスである。

もはや、サービスの対価が自主財源となるという発想はない。

狭義のコミュニティビジネスは、率（利益がでる）のいいビジネスが見つければやりたい。

コミュニティが種をまいて、ビジネスとして NPO 等の団体へお渡し方法はどうか。

むなかた市民フォーラム会員

団体との連携。地域の特性を学ばせていただきたい。

次回日程

平成 23 年 6 月 28 日（火） 9：00～

宗像市役所